

持続化給付金等 特別相談窓口のご案内

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者向けに特別相談窓口を開設いたします。

「持続化給付金」が「電子申請」となっているため、自分では手続きできない。

「家賃支援給付金」の詳しい内容・申請方法について知りたい。

そのほかのコロナ関連の様々な支援制度についてご相談できますので、この機会にぜひご利用ください。尚、感染拡大防止のため、事前予約制となっております。

中小企業
診断士

11/ 5 (木) ・ 11 (水) ・ 18 (水) ・ 26 (木)
12/ 3 (木) ・ 9 (水) ・ 18 (金) ・ 23 (水)

社会保険
労務士

11/ 2 (月) ・ 9 (月) ・ 16 (月) ・ 30 (月)
12/ 7 (月) ・ 14 (月) ・ 17 (木) ・ 21 (月)

※持続化給付金・家賃支援給付金については、全日程で対応可。
その他のご相談の場合は、予約時にお問い合わせ下さい。

時 間：午後1時～午後5時（1事業所1時間程度でお願いします。）

場 所：長久手市商工会館

対 象：事業を営まれている方対象

内 容：持続化給付金・家賃支援給付金 ほか

コロナ関連支援制度（雇用調整助成金・持続化補助金など）について

■持続化給付金

給付：個人100万 法人200万

要件：事業収入が
2020年1～12月のうち前年同月比50%減の
個人事業主及び中小法人
給付上限：昨年1年の売上からの減少分まで
申請方法：電子申請のみ

■家賃支援給付金

給付：家賃の6ヶ月分の2/3

要件：2020年5～12月において、
下記の要件に該当する中小事業者
①いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%減
②連続する3か月の売上が前年同期比で30%減
給付上限(1ヶ月分)：法人50万円 個人25万円
給付率：2/3 ★特例あり

持続化給付金・家賃支援給付金ともに申請期限は令和3年1月15日（金）です

ご予約・お問合せ

長久手市商工会

TEL0561-62-7111